

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和22年法律第164号		
手続名	指定療育機関の指定取消	根拠条項	第20条第8項		
処分基準	<p>指定医療機関が法第20条第6項の規定に基づく政令で定める基準（昭和23年3月31日政令第74号 児童福祉法施行令第23条各号）に適合しなくなったとき、法第21条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に法第20条第2項の医療を担当させるについて著しく不適當であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。</p>				
	対応区分	<p>1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関 こども家庭課</p>	<p>交付機関 こども家庭課</p>	<p>目次 No.</p>